

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年3月6日

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 渡部 秀之

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 水野 宏治

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長 安部 宏紀

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 九州技術事務所長 久保 朝雄

## 1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 筑後地区自動車保守等単価契約 1式
- (2) 業務案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成28年3月31日迄
- (4) 履行場所 筑後川河川事務所外10箇所
- (5) 入札方法

入札者は、本業務に要する1時間あたりの工賃を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（車両整備）の資格を有すると認定された者であって、A、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開

始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

(4) 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示(平成26年3月28日付官報)」に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(5) 道路運送車両法第80条に規定する認証整備工場、又は同法第94条の2に規定する指定整備工場を有すること。

(6) 福岡県久留米市、小郡市、朝倉市、うきは市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、八女市、筑紫野市、大牟田市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、三潞郡大木町、朝倉郡筑前町、東峰村、のいずれかに、車両整備可能な工場を有すること。

(7) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒830-8567 久留米市高野1-2-1 九州地方整備局 筑後川河川事務所  
経理課 契約係  
電話 0942-33-9132 (内線 224)

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 〒830-8567 久留米市高野1-2-1 九州地方整備局 筑後川河川事務所  
経理課 契約係  
電話 0942-33-9132 (内線 224)

交付場所は、上記(1)に同じ

① 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(3) 証明書等の提出期限 平成27年3月19日 17時00分

(4) 入札書の提出期限 平成27年4月13日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成27年4月14日 10時00分 国土交通省 筑後川河川事務所 入札室

#### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
この競争に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づき当該業務の履行実績証明書等を作成し、上記3（3）に示す提出期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 落札対象  
証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効  
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は2回を限度とする。  
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 契約日は平成27年度予算が平成27年4月1日までに成立した場合は落札決定日とし、落札決定日以降に成立した場合はその成立日とする。  
また、暫定予算となった場合、本業務に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は平成28年3月31日までとする。
- (10) 詳細は入札説明書による。